

第十一管区海上保安本部令和元年6月16日発表:午後5時30分

中国海洋調査船「海洋地質九号」の視認について (第1報)

- 1 午前9時33分頃、しょう戒中の当庁巡視船が魚釣島の北西約89キロメートルの我が国排他的経済水域内において、航行中の中国海洋調査船「海洋地質九号」が、ワイヤー様のものを海中へ延ばしているのを確認したことから、我が国排他的経済水域において、我が国の同意を得ない海洋の科学的調査等を実施することは認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。
- 2 午前11時35分頃、同調査船は、魚釣島の西北西約82キロメートルの日中の地理的中間線を南南西向け航過しました。
- 3 以後、同調査船の動静に特異動向が認められなければ、本報をもって最終報といたします。